

高座清掃施設組合議会会議録

令和3年第1回臨時会

令和3年1月21日

議 事 日 程

令和3年1月21日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3	議案第1号	高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
4	議案第2号	工事請負契約の変更について（排水処理施設及び粗大ごみ処理施設解体工事）

高座清掃施設組合議会第1回臨時会会議録

令和3年1月21日（木）午後3時15分、高座清掃施設組合議会第1回臨時会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 14名

吉田 義人 君	長瀬 未紗 君
齊藤 慶吾 君	内藤 幸男 君
三谷 小鶴 君	熊切 和人 君
佐竹 百里 君	久保田 英賢 君
松本 春男 君	永井 浩介 君
松澤 堅二 君	市川 洋一 君
守谷 浩一 君	相原 志穂 君

2 欠席議員 1名

倉橋 正美 君

3 付議事件

日程3 議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程4 議案第2号 工事請負契約の変更について（排水処理施設及び粗大ごみ処理施設解体工事）

4 説明のため出席した者 8名

組合長 内野 優	事務局長 石井 一義
副組合長 古塩 政由	次長 木村 洋
副組合長 佐藤 弥斗	専任参事兼総務課長 小野沢 直仁
会計管理者 鴨志田 政治	総務課主幹 鈴木 茂

5 出席した事務局職員 3名

総務課副主幹 菊 地 康 之 総務課主任主事 山 田 健 太
総務課主査 渡 部 陽 子

6 会議の状況 (午後3時15分 開会)

◎議長（吉田義人君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和3年第1回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をいただきたいと存じます。組合長。

[組合長（内野 優）登壇]

◎組合長（内野 優君） 臨時会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しい中、本臨時会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

また、令和3年1月7日に再度、神奈川県に緊急事態宣言が発出された中、議会開催にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。先ほど開会する前に、三市の首長でいろいろお話ししましたが、三市で感染者がもう1,200人以上になっております。あるいは厚木保健所管内では、はっきり申し上げて、厚木、大和を入れますと相当な、相模原を追い越す感染者がいて、厚木保健所も大変な状況がありまして、私ども海老名市も、あるいは綾瀬市さんも、保健師、人の派遣をしているところであります。

保健所がないという形の中では情報が県から来ませんから、どうやっていくか、これが大きなポイントでありますけれども、県に対しても言うべきことははっきり言って、いわゆる情報提供をしていただいて、あるいは市が対応できるようにやっていきたいという形でやっております。しかしながら、個人情報でありますから、県がどこまで情報を提供してくれるか、あるいは感染者はどこまで情報を提供しているのか、様々ありますけれども、今後、感染者が少なくなるように、できるだけことはやっていきたいというふうに思っています。

そういった中で、組合も、管理している各施設につきましては、休館または開館時間の短縮を行い、対応しているところでございます。利用者の皆様には大変ご迷惑をかけますけれども、こういった状況だということでご理解を賜りたいと

思います。

さて、本日の提案させていただきます案件は議案2件でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜り、ご決定いただけるようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[組合長（内野 優）降壇]

◎議長（吉田義人君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、守谷浩一議員、三谷小鶴議員を指名いたします。

それでは、組合長より本臨時会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

[組合長（内野 優）登壇]

◎組合長（内野 優君） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会・経済情勢に鑑み、一般職の職員の地域手当の額を引き下げするため、所要の改正を行いたいものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第4 議案第2号 工事請負契約の変更について（排水処理施設及び粗大ごみ処理施設解体工事）についてでございます。本件につきましては、高座清掃施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得た上で、工事請負契約を変更したいもので

ございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、一括説明を終わります。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（吉田義人君） 組合長の説明が終わりました。それでは初めに、日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（木村 洋君） 日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の1ページを御覧いただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長から申し上げたとおりでございます。

改正内容でございますが、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間、一般職の職員の地域手当の支給率を12%から11%に引き下げたいというものでございます。

2ページ目が高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。今申し上げました引下げにつきまして、給与条例第11条第2項で規定してございます地域手当の特例として、附則第16項として加えるものでございます。

附則でございますが、この条例を公布の日から施行いたしたいものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。松本議員。

◎（松本春男君） 今回、それぞれの対象人数とそれぞれの対象の金額をそれぞれ伺います。

◎議長（吉田義人君） 次長。

◎次長（木村 洋君） 対象人数でございますけれども、今回、来年度、令和3年度の形で申し上げますと、対象職員数は59名となっております。うち10名が再任用職員というふうに予定をしてございます。金額でございますけれども、地域手当、月例給のほうでは、全部で1年間で245万円程度。期末・勤勉手当にこれは反映いたしますので、そちらの分が99万7,000円。合計いたしまして344万

7,000円と見込んでございます。以上です。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） それでは、質疑を終結したいと思います、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。守谷浩一議員。

◎（守谷浩一君） それでは、議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について反対の討論を行います。

本議案の提案理由は、新型コロナウイルス感染症拡大の社会・経済情勢に鑑み、一般職の職員の地域手当の額を引き下げたいということです。昨年の人事院勧告による期末手当の引下げに続き、今回、地域手当を年間で約4万円引き下げるといのです。デフレによる経済の悪化への懸念が強まっている中、公務員給与を目安とする法人や民間企業のさらなる賃金低下への波及という負のスパイラルとなり、地域経済に大きな影響を与えかねません。また、新型コロナウイルス感染症拡大で、景気対策や市民生活の支援が求められている中で、頑張っている職員のモチベーションの低下が心配されます。高座清掃施設組合におけるサービス推進を進める上でも、職員の生活の安定や労働条件の確保が何よりも必要と考えます。以上の理由から本議案に反対を表明し、討論を終わります。

◎議長（吉田義人君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） それでは、反対意見を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） それでは、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（吉田義人君） 挙手多数でございます。よって、議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第2号 工事請負契約の変更について（排水処理施設及び粗大ごみ処理施設解体工事）を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（石井一義君） それでは、日程第4 議案第2号 工事請負契約の変更について（排水処理施設及び粗大ごみ処理施設解体工事）につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきまして、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

内容でございますが、契約の目的は、排水処理施設及び粗大ごみ処理施設解体工事でございます。

契約の方法は、原契約は条件付一般競争入札による契約でございます。

また、契約金額につきましては、原契約の2億6,521万2,750円を、1億1,547万2,500円を増額いたしまして、3億8,068万5,250円に変更いたしたいものでございます。

契約の相手方は、神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1番67号、株式会社熊谷組横浜営業所所長、池田耕也でございます。

契約金額の変更につきましては、当初設計の段階から汚染土壌調査の実施を含む工程でありましたが、本調査を実施した際に、鉛及びダイオキシン類の汚染物質を含む土壌が検出されたことから、汚染土壌掘削撤去工事を追加することとしたためでございます。

また、4ページの参考資料のとおり、契約期間につきまして、原契約の令和2年6月24日から令和3年3月31日までを121日間延長いたしまして、令和2年6月24日から令和3年7月30日までに変更いたしたいものでございます。土壌調査により判明した汚染物質の撤去後でなければ原契約の施設解体ができないことから、工程の見直しを行ったものでございます。

変更契約につきましては、令和3年1月8日付で仮契約を締結いたしております。

なお、参考資料といたしまして、4ページ以降に工事の概要等を添付させていただきましたので、ご高欄いただきたいと存じます。以上、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（吉田義人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。松本議員。

◎（松本春男君） 何点かあるので、ちょっとメモを見ます。変更金額の内容。それから、鉛の種類とダイオキシン類の種類それぞれの量、それぞれの金額、処理方法、また処理の場所。

2点目としては、工事が遅くなることによつての、処理とは別に解体工事の補償の金額はどうか。

それから、3点目としては、排水処理施設、粗大ごみ処理施設からの地下水への流出はないのか。以上、よろしくお願いします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） まず、変更金額の内容、内訳でございますけれども、仮設工事等、これは工期延長に伴います仮囲いとか仮設事務所、誘導員等の費用が約2,200万円になります。続いて汚染土壌の撤去にかかる費用が約8,000万円。また、この撤去工事に伴います環境測定、これは大気環境測定と作業環境測定を行いますけれども、この費用が約1,400万円になります。続いて、処理量ですけれども、これは設計の数値になりますけれども、鉛が136.2 m^3 、ダイオキシン類が50 m^3 です。処理方法につきましては、鉛は前回、どこまであるかという場所の特定をしましたけれども、地表から1mまでを掘削して、水洗浄の処理をするということです。ダイオキシン類等につきましては、その区画によりまして地表面から10cmから最深で25cmまでを掘削をして、こちらについては焼成処理、熱処理で行います。その処理を行う場所ですけれども、鉛につきましては横浜市内の事業所になります。ダイオキシン類につきましては、愛媛県内の事業所ということになります。あと、鉛、ダイオキシン類それぞれの金額ですけれども、これは掘削と積み込み、運搬処理にかかる設計の金額ということで、税抜きの価格で申し上げますと、鉛が約800万円、ダイオキシン類が約3,800万円でございます。

あと、工事が延びることでの変更金額でございますけれども、先ほど内訳のほうでご説明いたしました仮設工事として仮囲いとか事務所、誘導員等の費用が、3か月分延びますので、それらで約2,200万円がそちらに当たると思います。

あと、粗大ごみ処理施設での地下水の流出ということなのですが、こちらは、粗大ごみの解体の中では地下水は出ております。ただ、その地下水については、当然pH値等も含めて管理をしまして排水をしている状況です。以上です。

◎議長（吉田義人君） 松本議員。

◎（松本春男君） どうもありがとうございました。それで、1点だけ確認なんですけれども、工事が遅れることによって遅延補償というのか、そういうのは今回はなしということで、実費的なものだけでいいのか。よく何かが発生した場合、全体で工事が遅れると、その工事期間の補償というのが求められると思いますけれども、今回は契約の中にはそういうふうな、期間が延長されることによる補償はないのかどうか、確認だけ。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 今回は、その場の撤去工事を熊谷組にさせますので、その間は熊谷組の社員が行いますので、先ほどお話しした工期が延びることによる事務所とか誘導員等の追加の費用だけになります。以上です。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ないようですので、次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） それでは、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（吉田義人君） 挙手全員であります。よって、議案第2号 工事請負契約の変更について（排水処理施設及び粗大ごみ処理施設解体工事）は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(午後3時33分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和3年1月21日

高座清掃施設組合議会議長 吉田義人

高座清掃施設組合議会署名議員 守谷浩一

高座清掃施設組合議会署名議員 三谷小鶴